

議案第99号

堀川小学校建設工事請負契約の一部変更について

別紙に記載する堀川小学校建設工事請負契約の一部を次のとおり変更する。

変更後の契約金額	変更前の契約金額
633,198,500円	598,840,000円

令和4年5月13日提出

大阪市長 松井一郎

説 明

堀川小学校建設工事請負契約の一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、この案を提出する次第である。

(別紙)

堀川小学校建設工事請負契約の概要

- |   |         |                    |                |
|---|---------|--------------------|----------------|
| 1 | 工 事 概 要 | 鉄筋コンクリート造7階建建物1棟   |                |
|   |         | 建築面積               | 293.95平方メートル   |
|   |         | 延床面積               | 1,690.96平方メートル |
|   |         | 附帯工事               | 一式             |
| 2 | 契約の相手方  | 大阪市平野区長吉長原西3丁目2番1号 |                |
|   |         | 千葉建設工業株式会社         |                |
| 3 | 契 約 金 額 | 598,840,000円       |                |
| 4 | しゅん工期限  | 令和4年10月31日         |                |
| 5 | 工 事 場 所 | 大阪市北区東天満2丁目        |                |

(参考)

議会の議決に付すべき契約に関する条例（抄）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格が600,000,000円を超える工事又は製造の請負とする。ただし、既決契約の一部変更（契約金額の2割を超える増減がある場合を除く。）については、この限りでない。